

平成29年度第4回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

招集年月日	平成30年3月8日（木）		
招集の場所	すこやかセンター2階会議室1		
開会・閉会の時間	開会 平成30年3月8日 14時00分 閉会 平成30年3月8日 15時20分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎林田 美恵子	○	
	○小沼 綾子	欠	有
	加藤 雅子	○	
	綿貫 文雄	○	
	田中 章三	○	
	葛西 直子	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	林田 美恵子		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	鈴木 隆次	
	国保年金課副主幹	大塚 謙二	
	国保年金課主査	神林 芳昭	
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長	尾崎 正尚	
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成29年度第4回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成30年3月8日(木)  
午後2時～

場 所 すこやかセンター2階 会議室1

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

- (1) 富里市国民健康保険データヘルス計画(案)及び第3期富里市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)について
- (2) 平成30年度富里市国民健康保険事業計画(案)及び平成30年度国民健康保険事業実施計画書(案)について

4 その他

- (1) 平成30年度富里市国民健康保険税率について
- (2) 平成30年度富里市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
- (3) 国民健康保険広域化について

5 閉 会

議題(1) 富里市国民健康保険データヘルス計画(案)及び第3期富里市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)について

- 事務局
- ・1月17日から2月5日までパブリックコメントを実施し、各計画に、それぞれ、お二人から2件、計4件の意見があったが、それによる修正は特になし。
  - ・データヘルス計画は、2月15日に、千葉県国民健康保険団体連合会、国保連合会の保健事業支援評価委員会で審議していただき、指摘事項として3月1日に通知あり。
  - ・3月2日には、健康推進課、高齢者福祉課とのデータヘルス計画検討会を開催。
  - ・検討会と、国保年金課内部で国保連合会からの指摘事項による修正などを検討したところ、前回示したデータヘルス計画と、ほぼ変更点はなし。

(内容についてはデータヘルス計画(案)により説明)

- ・連合会の評価委員会の指摘によって変更した点としては、52ページが一番下「なお、中間評価は平成32年度、最終評価は計画の最終年度である平成35年度に行います。」という一行と、図の見出しが図の上にあったものを図の下に移動
- ・内部での修正点は29ページの表20の中の平成24年度の富里市の実績値を修正した他、漢字の間違いなどを修正
- ・第3期富里市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)については、データヘルス計画の中から特定健診、特定保健指導に特化したものとなっている

委員

- ・喫煙率が高いとあるが今回の計画では何かするのか

事務局

- ・今回の計画では目標値等は設けていない

委員

- ・今後はどうか

事務局

- ・国保だけではなく、市全体の事業として実施するかの調整が必要。今後の検討課題であるとは認識している

(賛成全員により承認)

議題(2) 平成30年度富里市国民健康保険事業計画(案)及び平成30年度国民健康保険事業実施画(案)について

事務局 (平成30年度富里市国民健康保険事業計画(案)により説明)

- ・平成29年度の計画からの主な変更点
- ・4ページ⑤口座振替の推進について、国民健康保険税条例施行規則を改正し、普通徴収に係る保険税の納付方法を原則、口座振替とする。区長回覧、広報、個別にも通知を出してお願いしていく。また、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替申込受付の窓口を納税課の窓口でもできるようにする
- ・5ページ④ジェネリック医薬品差額通知の送付は国保連合会へ委託、回数は4回
- ・6ページ②③に特定健診実施計画とデータヘルス計画の実施を挙げた
- ・実施計画書(案)は、事業計画(案)3ページの3具体的な対応策に準じた実施計画

委員

- ・滞納している理由は何か

- ・短期保険証と資格証明書の件数は

事務局

- ・滞納理由は生活困窮が多い

- ・所得が高く担税力があっても滞納している方もいる
  - ・平成 30 年 1 月 1 日現在の資格証明書の発行数は 417 件
  - ・短期証のうち、3 か月証が 565 件。6 か月証が 25 件
- 委員 ・延滞金も加算して徴収しているのか
- 事務局 ・延滞金も徴収している
- ・生活に支障がないよう分納
  - ・延滞金の計算や徴収については納税課にお願いしている
- (賛成全員により承認)

その他 (1) 平成 30 年度富里市国民健康保険税率について

- 事務局 (平成 30 年度国民健康保険納付金及び標準保険料率の算定結果についてにより説明)
- ・国保事業費納付金と標準保険料率が県から示された
  - ・本市の現行税率と県から示された標準保険税率を比較すると、所得割は 0.13%の増、均等割は、6,891 円の増、平等割は 7,150 円の減となっている
  - ・県の標準保険料率を採用した場合、介護分の課税が無い世帯 (40 歳から 64 歳の人がない世帯) では、保険税が下がる世帯が多くなる
  - ・介護分の課税がかかる世帯では保険税が上がる世帯が増える
  - ・平成 30 年度の保険税率は現行の率とする

その他 (2) 平成 30 年度富里市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

- 事務局 (平成 30 年度富里市国民健康保険特別会計当初予算(案)により説明)
- ・歳入歳出の総額は 62 億 8,522 万 9 千円、前年度比 11 億 6,657 万 7 千円、15.7%の減
  - ・広域化により廃止となった項目は 1 ページ下段のとおり
  - ・2 ページ国民健康保険税の徴収率が 29 年度と比べて低く見えるが予算計上時に数字を丸めたためであり、実際には、調定額に平成 29 年度の決算見込みの徴収率を見込んでいる
  - ・3 ページ県支出金は広域化に伴い項目が変更されている
  - ・その他一般会計繰入金と基金繰入金は前年比 1 億円前後減少している
  - ・5 ページ予備費は広域化に伴い財政的に安定が見込まれるため 1 千万円減額した
- 委員 ・一般会計繰入金が 1 億円減額されるなど今までの逼迫していた感じが緩和されたようだ
- 事務局 ・平成 30 年度は一般会計繰入金の法定外繰入金をほぼ入れずに済みそう
- ・今後、医療費などが上がっていった千葉県全体の上り幅によっては納付金の額が増えることもある
  - ・激変緩和措置によって富里市の標準保険税率が少し上がっている
- 委員 ・激変緩和は何年続くのか
- 事務局 ・千葉県の計画では 6 年となっているが、6 年後の新しい計画でどうなるかは不明である
- 委員 ・高額療養費が随分増えているようだ
- 事務局 ・過去の決算と 29 年度の決算見込みを勘案して計上した

その他 (3) 国民健康保険広域化について

事務局 (千葉県作成のパンフレットにより説明)

- ・平成 30 年度からは県も加わり，市町村と共に国保を運営する
- ・国保制度を将来的に持続していけるように国からの財政支援を拡充する
- ・県の役割として財政運営の責任主体となって保険給付費等交付金を市町村に支給して，国保事業費納付金の算出などを県がする
- ・市町村の役割としては，各種手続きの窓口を引き続き担当し，資格管理，保険税の決定・収納，保険給付の決定・支給，保健事業を行う
- ・保険給付費が急増した場合に財源不足のリスクがあったが，広域化によって，保険給付費としてかかった費用は全額，県から保険給付費等交付金として市へ交付される仕組みとなるのでリスク回避されることとなる
- ・保険証の様式が一部変わり，上に千葉県と入り，資格取得年月日が適用開始年月日，保険者名が交付者名となる
- ・広域化とは違うが，70 歳から 74 歳の方に交付している高齢受給者証を保険証の様式が変わるタイミングに合わせて保険証と一体とする。8 月からの交付分，実際は 7 月下旬に一斉更新ということで，70 歳以上の方には高齢受給者証と一体となったものを，また 70 歳未満の方にも千葉県と入った新しい様式のを郵送する予定
- ・高額療養費の多数回該当について，高額療養費制度では 1 年間のうちに高額療養費の支給が 4 回以上あった場合，自己負担限度額が低くなる。今までは支給があった後に，県内の市町村へ転出したらリセットされていたが，都道府県単位で資格を管理することになるのでリセットされなくなる
- ・市町村は今までどおり国保を運営し，国保に加入する対象者，国保の窓口，保険税の決定・通知・収納管理，保険証の交付，保健事業も今までと変更ない
- ・県が財政運営の主体となって，今後も持続可能な，安定した国保運営を行う

その他

事務局 ・次回の開催は 5 月中旬ごろと考えている  
(15 時 20 分)

・・・・・・会議終了・・・・・・